

一般社団法人群馬県社会福祉士会 入会金及び年会費の免除に関する規程

(令和4年3月12日制定)

第1章 目的

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人群馬県社会福祉士会（以下、「本会」という。）入会の基準並びに会費および入会の額に関する規則(以下「規則」という。)第10条に基づき、入会金及び年会費の免除に関する基本的事項を定めることを目的とする。

第2章 免除の基準

(免除の対象者)

第2条 免除の対象者は入会初年度において30歳以下の者であり、定款第2条第1項に定める正会員とする。

2 他都道府県社会福祉士会からの転入者及び再入会者は対象としない。

(免除の対象)

第3条 免除の対象は、規則第9条に定める入会金及び規則第6条第1項に定める初年度会費とする。

(免除の期間)

第4条 免除となるのは入会初年度のみとする。

(免除の手続き)

第5条 入会申込書の提出をもって免除申請がなされたものとみなす。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 施行後の実績等を評価し、令和7年4月1日以降の継続については理事会にて協議する。